

京都市告示第 15号

地方自治法第231条の2の2の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年1月31日まで、次の者は指定納付受託者として、公の施設における歳入の納付事務を行います。

令和6年4月1日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好  
東京都港区南青山五丁目1番22号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入  
京都市美術館の観覧料及び音声ガイド使用料
- 3 指定納付受託者として指定した日  
令和5年4月1日

(美術館)